

# はじめに

## 40周年記念誌発行以降の主要な動き

はじめに、平成 24 年の 40 周年記念誌発行以降の 5 年間（主として平成 24 年度から 28 年度まで）の当協会業務をめぐる主な動きを記述する。

### 1. 新たな食料・農業・農村基本計画及び果樹農業振興基本方針を踏まえた果樹対策の充実

最近の我が国の食料・農業・農村をめぐる内外の情勢を踏まえ、平成 27 年 3 月に、平成 37 年度を目標年度とする新たな食料・農業・農村基本計画が策定された。

この新たな基本計画では、農林水産物・食品の輸出促進、6 次産業化の促進、農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化の推進等の施策が、重点的に取り組まれている。

果樹政策の分野では、新たな基本計画を受けて、平成 27 年 4 月、平成 37 年度を目標年度とする第 11 次の新しい果樹農業振興基本方針が作成された。この基本方針において、高品質果実生産に始まる所得向上に向けた好循環、果実加工品を活用した新需要の創出、優良品目・品種への転換の加速化、ジャパンプランドの確立を通じた輸出拡大、生産から販売までのバリューチェーンの構築等の方向性が示された。これを踏まえ、平成 27 年度までの果実等生産出荷安定対策事業は平成 28 年度から果樹農業好循環形成総合対策事業に名称変更され、内容も充実され、平成 32 年度までの 5 年計画で実施されている。

### 2. 果樹対策の柱としての果樹経営支援対策・果樹未収益期間支援対策の着実な実施

我が国果樹農業は、果実の消費量が横ばいで推移する中、産地における果樹農業の担い手の高齢化や後継者不足が進み、生産量は減少傾向にあり、今後の国産果実の安定供給が懸念される状況にある。こうした中で、平成 19 年度から、果樹対策の柱として、果樹経営支援対策を実施している。それまでの果樹経営安定対策に替わり、消費者ニーズにあった優良品種・品目への転換や担い手への園地集積など果樹経営の体質の強化、産地の構造改革を進めていくことをねらいとするものである。また、平成 23 年度からは、これを加速化するため、改植後の未収益期間に要する経費を支援する果樹未収益期間支援対策が開始された。

両対策は産地計画に定められている担い手等において着実に実施されており、第 3 期

目の事業となる平成 27 年度からは、主要落葉果樹等の改植単価の定額化、平成 28 年度からは改植及び未収益期間支援の単価の増額を行う等、補助単価の改定や支援対象の追加など内容が充実されながら実施している。

### 3. 果実流通加工対策の拡充強化

近年、果実の加工・業務用需要が伸びていることから、果樹農家所得の増加、国産果実の需要拡大を図るため、品目の特性を踏まえつつ、果実流通加工対策が拡充強化されている。

平成 24 年度からは、従来の加工原料用果実価格安定対策事業と果実加工需要対応産地育成事業の加工用園地特定型が、果実加工需要対応産地育成事業の加工原料用果実価格安定型として、統合組替えされた。

また、平成 27 年度からは、果実加工需要対応産地育成事業の内容が大幅に見直され、①加工専用果実生産支援事業、②国産果汁競争力強化事業、③加工専用果実流通体制確立支援事業の 3 本に組み替えられた。これに伴い、当協会発足当初から実施されてきた加工用果実の価格安定の事業は、平成 26 年度で終了した。

さらにこのうち加工専用果実流通体制確立支援事業は、平成 28 年度に加工原料安定供給連携体制構築事業に組替え、実施されている。

### 4. 果実輸出支援対策の実施

新たな基本計画等において農産物の輸出拡大は重要な柱と位置付けられており、果実の輸出拡大を戦略的に推進するため、平成 28 年度から新たに、果実輸出支援強化事業を実施し、海外への果実の海上輸送体制の確立に向けた実証や長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材等の開発・実証を支援している。

### 5. 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

平成 27 年 10 月に環太平洋パートナーシップ協定が大筋合意されたことを踏まえ、国産農産物の競争力を強化し、需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産農林水産物を活用した新商品の開発を支援する「外食産業等と連携した需要拡大対策事業」が平成 27 年度補正予算で措置された。

このうち、青果物を対象とする事業を当協会が実施するため、協会定款に定める（事業）に、新たに、「国産青果物を原料とした新製品の開発を推進する取組等」を加える定款変更を行ったうえで、応募・採択され、事業実施した。平成 28 年度においても、同様の補正予算が措置され、引き続き事業実施している。

## 6. 公益財団法人への移行と果樹経営支援対策事業等の公募事業化

平成 20 年に、いわゆる公益法人制度改革三法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が施行され、新公益法人制度が発足した。当協会は、平成 23 年 9 月に内閣府公益認定等委員会に認定申請を行い、平成 24 年 1 月に公益認定の答申を得て、同年 4 月 1 日移行登記し、旧財団法人「中央果実生産出荷安定基金協会」から公益財団法人「中央果実協会」として新たに発足し、果樹に係る各般の事業を公益目的事業として実施している。

また、平成 26 年の行政事業レビューの指摘を踏まえ、平成 27 年度から果樹経営支援対策事業等が指定法人である当協会が実施する事業から、公募により事業実施主体を選定する事業に移行された。このため当協会は事業実施主体の公募に応募した結果、採択され、当該事業を引き続き実施している。

## 7. 果実消費拡大対策の動き

果物の消費拡大については、食育と一体となった「毎日くだもの 200 グラム運動」として、各般の普及啓発活動を実施している。

平成 24 年度は、農林水産省の食育実践活動推進事業の事業実施主体に、関係 3 団体で設立した「うるおいのある食生活推進協議会」が選定され、当協会はその事務局として「食事バランスガイド」と「毎日果物 200 グラム運動」の普及啓発を実施した。

また、平成 25 年度以降は、当協会独自の取組みとして、専用ホームページの運営、メールマガジンの発信などにより、果物の一層の消費拡大対策を推進している。

以上が、平成 24 年度以降の果樹政策と当協会をめぐる主な動きであるが、当協会としては、昭和 47 年の発足以来 45 年にわたり、果実の需給の安定や消費増進、果樹農業経営の安定などに寄与する活動を続けてきた実績や、果樹農業振興特別措置法に基づく指定法人としての位置づけ、更には、公益の増進に寄与する新公益法人制度のねらいも踏まえつつ、公益目的事業である各般の事業を今後とも着実に実施し、我が国果樹農業の振興に貢献していくこととしている。